

●規程改正の概要

要 旨	定年による退職の特例に係る規定の整備を行うため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則」の一部改正を行う。				
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則の一部改正（規程第●号）</p> <p>特定地方独立行政法人の定年制度に関しては、定年退職日や定年年齢を設立団体の条例で定め、人事管理上やむを得ない場合の特例定年（定年による退職の特例）については、特定地方独立行政法人の規程で定めることとされている。</p> <p>本機構においては、これまで定年による退職の特例に係る規定が未整備であったため、本規定を整備するための改正を行う。</p> <p>（参考）本機構における定年（山梨県職員の定年等に関する条例第3条）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・医師及び歯科医師</td> <td>65歳</td> </tr> <tr> <td>・その他の職員</td> <td>60歳</td> </tr> </table> <p>○ 改正内容 山梨県職員の定年等に関する条例に準じて、定年による退職の特例制度を創設する。</p> <p>＜定年による退職の特例制度＞ 定年退職予定の職員を、その職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情（※）が認められる場合に、定年退職の特例として、定年退職日以降も一定期間当該職務に引き続き従事させる制度（勤務延長の期限は1年以内。同一の事情が継続する場合、再延長可（最大2回まで）。）</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずる場合 ②当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができない場合 ③当該職員の職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずる場合 	・医師及び歯科医師	65歳	・その他の職員	60歳
・医師及び歯科医師	65歳				
・その他の職員	60歳				
施 行 期 日	令和3年3月24日から施行する。				

就業規則 新旧対照表（令和3年3月24日施行）

新	旧
<p>(定年退職)</p> <p>第8条 職員の定年等に關し必要な事項は、地公法第28条の2及び第28条の3並びに次条の定めによるほか、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年3月27日山梨県条例第7号）の定めるところによる。</p>	<p>(定年退職)</p> <p>第8条 職員の定年等に關し必要な事項は、地公法第28条の2及び第28条の3の定めによるほか、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年3月27日山梨県条例第7号）の定めるところによる。</p>
<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第8条の2 理事長は、定年に達した職員が山梨県職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができることとする。</p> <p>一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</p> <p>三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p>	

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めたときは、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。

この場合において、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、理事長が別に定める。